

令和7年度畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業費補助金（耕種農家向け） 交付要項

（趣旨）

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業実施要領（令和7年4月1日付け畜第5号、以下「実施要領」という。）に基づき、別表1に定める補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業（以下「本事業」という。）の内容及び補助対象者については、別表1に掲げるとおりとする。

（補助の対象及び補助率）

第3条 知事は、事業実施主体が行う本事業を実施するために必要な別表1に掲げる経費について、成果目標の設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

（補助金の交付申請手続き）

第4条 規則第4条に定める交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に実施設計書（別記様式第1号）を添付して、農林事務所を通じて知事に提出しなければならない。

ただし、機械のみを導入する場合については、実施設計書（別記様式第1号）の添付は不要とする。

2 規則第4条に定める交付申請書の所定の期日は、知事が別に定める。

（補助金の交付決定）

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業

者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の事業内容の変更(別表2の重要な変更以外の軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに補助事業変更承認申請書(様式第3号)を作成して、農林事務所を通じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から提出された当該申請書について十分審査を行うとともに、事業内容の変更が適正と認められるときは、補助金変更等承認通知書(様式第4号)により承認を通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、予めその理由を記載した書面により、農林事務所を通じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して農林事務所を通じて知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の12月末時点の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式第5号)により、当該年度の1月15日までに、農林事務所を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は必要に応じて、補助事業者に対し、事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(概算払)

第10条 補助金は、補助事業完了後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、補助事業の性質上交付決定金額について、知事が全額を概算払する必要があると特に認める場合については、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第6号)を、農林事務所を通じて知事に提出しなければならない。

(工事完了報告)

第11条 補助事業者は、当該事業の工事が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、工事完了報告書(様式第7号)を農林事務所を通じて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は

当該年度の3月6日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）に実施設計書（別記様式第1号）及び実績写真（様式第9号、別表1に定める事業メニュー（1）の取組に限る。）を添えて、農林事務所を通じて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、第10条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、概算払精算書（茨城県財務規則の規定に基づく帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）及び概算払清算内訳書（同様式第103号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）事業実施主体が実施要領に定める要件を満たさないことが判明した場合
- （2）実施要領に定める報告に虚偽があった場合
- （3）事業実施主体が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- （4）補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（証拠書類の保存）

第15条 補助事業者は、本事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して当該補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類を整理して前項の帳簿とともに、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（財産の管理及び財産の処分の制限）

第 16 条 補助事業者又は事業実施主体は、本事業により取得し、若しくは効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 前項の財産のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成 20 年 5 月 23 日付 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前項に定める期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 本事業により取得した財産等について、当該取得財産等の処分制限期間を経過しない場合においては、前条に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（別記様式第 2 号）及びその関係書類を整備保管しなければならない。
- 5 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、第 1 項から前項までに掲げる条件と同一の条件を事業実施主体に対し付さなければならない。

（報告徴収等）

第 17 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは事業実施主体に対して報告させ、資料の提出を求めることができる。

付 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 1 日から施行する。

別表 1

事業の種類	事業メニュー	事業の内容	補助対象者
耕種農家向け 堆肥散布・利 用支援	(1) 堆肥運搬・散布に 必要な機械等整備補助	ペレット堆肥等の運搬・散 布に必要な機械の導入	市町村 耕種農家
	(2) 堆肥利用農家へ の購入補助	化学肥料の代替としてペレ ット堆肥を利用する取組	

別表 2

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費区分の変更	事業内容の変更
畜産堆肥 循環型農 業団地形 成モデル 事業	1 堆肥運搬・散布 に必要な機械等の導 入 (1) 事業費 実施要領第 3 に基 づいて行う事業の経 費	1/2 以内 (1 事業実施 主体当たり 300 万円を上限と する。)	経費ごとの相 互間における 経費の増減	1 事業の中 止又は廃止
	2 ペレット堆肥購 入費用 (1) 事業費 実施要領第 3 に基 づいて行う事業の経 費	定額 20 円/kg (上限 4,000 千 円) ただし、ペレッ ト堆肥とバラ 堆肥の購入金 額の差額が 20 円/kg 未満の場 合は、その金額 までを交付対 象経費とする)		2 事業実施 主体の名称 の変更 3 事業費の 30%を超え る増又は補 助金の増 4 事業費又 は補助金の 30%を超え る減